

2 民間給与関係資料

今回の報告の基礎となった令和2年職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

調査の目的

この調査は、一般職に属する職員の給与を検討するため、民間給与の実態を調査するものである。

調査の内容等

ア 調査の内容

この調査の内容は次のとおりである。

昨年8月から本年7月までの特別給の支給実績

民間企業における給与改定の状況等

本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等

本年4月分の初任給の状況

なお、このうち、今回の報告の基礎となったものは、及びに関する調査である。

イ 調査期間

本年においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、ア及びに関する調査を先行して実施した。各調査期間は次のとおりである。

- ・ ア及びに関する調査：6月29日（月）～7月31日（金）
- ・ ア及びに関する調査：8月17日（月）～9月30日（水）

調査機関

人事委員会及び人事院

調査の範囲等

ア 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 1,185事業所

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

イ 標本事業所の抽出

母集団事業所を、組織、規模、産業により14層に層化し、これらの層から253事業所を無作為に抽出し調査を行った。

先行して実施した調査における調査完了事業所数は、第13表のとおりである。

ウ 集計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第13表 産業別，企業規模別調査事業所数

産業	企業規模			
	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産 業 計	事業所 198	事業所 82	事業所 83	事業所 33
農 業 ， 林 業 ， 漁 業	2	1	0	1
鉱 業 ， 採 石 業 ， 砂 利 採 取 業 ， 建 設 業	15	4	8	3
製 造 業	113	46	50	17
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 ， 情 報 通 信 業 ， 運 輸 業 ， 郵 便 業	24	10	7	7
卸 売 業 ， 小 売 業	7	2	4	1
金 融 業 ， 保 険 業 ， 不 動 産 業 ， 物 品 賃 貸 業	6	5	1	0
教 育 ， 学 習 支 援 業 ， 医 療 ， 福 祉 ， サ ー ビ ス 業	31	14	13	4

- (注) 1 上記調査事業所のほか，企業規模又は事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が3所，調査不能の事業所が52所あった。
- 2 調査対象事業所253所から企業規模又は事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所3所を除いた250所に占める調査完了事業所198所の割合(調査完了率)は，79.2%である。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は，日本標準産業大分類の「学術研究，専門・技術サービス業」，「宿泊業，飲食サービス業」，「生活関連サービス業，娯楽業」，「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)である。

第 14 表 民間における家族手当の支給状況

支 給 の 有 無		事 業 所 割 合
家族手当制度がある		83.1%
配偶者に家族手当を支給する		(90.1%)
家族手当制度がない		16.9%
扶養家族の構成別 支給月額	配 偶 者	12,960 円
	配 偶 者 と 子 1 人	19,336 円
	配 偶 者 と 子 2 人	25,456 円

(注) 1 ()内は、家族手当制度がある事業所を 100 とした割合である。

2 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

備 考 職員の場合、扶養手当支給月額は、配偶者については 6,500 円、子については 1 人につき 10,000 円、その他の扶養親族については 1 人につき 6,500 円である。なお、満 16 歳の年度初めから満 22 歳の年度末までの子がいる場合は、当該子 1 人につき 5,000 円が加算される。

第 15 表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

項目 企業規模	係 員		課 長 級		部長級 (非役員)	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
規 模 計	% 51.5	% 48.5	% 46.7	% 53.3	% 48.3	% 51.7
500 人以上	52.2	47.8	43.1	56.9	41.9	58.1
100 人以上 500 人未満	48.6	51.4	48.7	51.3	52.8	47.2
50 人以上 100 人未満	55.8	44.2	51.3	48.7	56.1	43.9

第 16 表 民間における定年制の状況

定年制あり	定 年 年 齢		定年制なし
	60 歳	61 歳以上	
99.2 %	84.4 %	14.8 %	0.8 %

(注) 定年制の有無を回答した事業所を 100 とした割合である。

第 17 表 定年年齢を 60 歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

区 分	項 目	給与減額あり		給与減額なし
			60 歳で減額	
課 長 級		41.6 %	28.5 %	58.4 %
非 管 理 職		40.0	28.5	60.0

(注) 1 「定年年齢を 60 歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む(第 18 表において同じ。)

2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を 100 とした割合である。

第 18 表 定年年齢を 60 歳から引き上げた事業所のうち、60 歳で給与を減額している事業所における 60 歳を超える従業員の年間給与水準

課 長 級	非 管 理 職
74.2 %	77.1 %

(注) 標準的な常勤従業員が 60 歳になる前に受けていた年間給与水準を 100 とした場合に 60 歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。